



栃木県公報

令和 5 (2023)年
10月20日(金)
号 外
第 53 号

目 次

規 則

○栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部改正..... 1

規 則

栃木県規則第46号

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 5 年10月20日

栃木県知事 福 田 富 一

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の一部を改正する規則

栃木県中小企業高度化等資金貸付規則（平成12年栃木県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付対象事業等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸付金の貸付に係る利率は、<u>知事が別に定める</u>。ただし、別表第3に掲げる要件のいずれかに該当するときは、無利子とする。</p> <p>4 略</p> <p>(担保等)</p> <p>第 8 条 貸付決定者 _____ _____ は、前条第 2 項の金銭消費貸借契約を締結しようとするときは、担保を提供し、<u>又は金融機関（預金保険法（昭和46年法律第34号）第 2 条第 1 項に規定する金融機関をいう。）による債務保証、商工会議所、商工会その他の団体による債務保証若しくは市町の債務負担行為に基づく損失補償（以下「金融機関保証等」という。）を受けなければならない。</u></p> <p>2 <u>前項の場合において、知事は、貸付金に係る債権の保全を図るため必要があると認めるときは、貸付決定者に対し、保証人を立てさせるものとする。</u></p> <p>3 <u>前条第 2 項の規定により貸付金の交付を受けた者（以下「借主」という。）は、貸付金に係る債務の履行を担保するため、同項の金銭消費貸借契約を締結した後においても、知事の請求があったときは、増担保の提供、金融機関保証等の金額の変更、保証人の変更その他の担保を確保するため必要な行為をしなければならない。</u></p>	<p>(貸付対象事業等)</p> <p>第 2 条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 貸付金の貸付に係る利率は、<u>年0.35パーセントとする。</u>ただし、別表第3に掲げる要件のいずれかに該当するときは、無利子とする。</p> <p>4 略</p> <p>(担保及び保証人)</p> <p>第 8 条 貸付決定者（<u>知事が別に定める者を除く。</u>以下この条において同じ。）は、前条第 2 項の金銭消費貸借契約を締結しようとするときは、担保を提供し、<u>連帯保証人を立てなければならない</u> _____ _____ _____ _____ _____。</p> <p>2 <u>前条第 2 項の規定により貸付金の交付を受けた者（以下「借主」という。）は、貸付金に係る債務の履行を担保するため、同項の金銭消費貸借契約を締結した後においても、知事の請求があったときは、増担保を提供し、又は連帯保証人を変更し、若しくは追加しなければならない</u> _____。</p>

(独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する貸付け)

第20条 県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第15条第1項第4号に掲げる業務及び同項第25号に掲げる業務のうち知事が別に定めるものを行う場合には、当該業務に必要な資金の一部を独立行政法人中小企業基盤整備機構に貸し付けることができる。

別表第1 (第2条関係)

番号	貸付対象事業		貸付けの相手方	貸付対象施設等
	事業の種類	事業の内容		
1	略	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第3条第1項第1号イに規定する事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第26条の基準に適合する事業であって、知事が別に定める基準に適合するもの	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第5項に規定する特定事業者 _____であって、次に掲げるもののうち、知事が別に定める要件に該当するもの 1～3 略	略

(独立行政法人中小企業基盤整備機構に対する貸付け)

第20条 県は、独立行政法人中小企業基盤整備機構が法第15条第1項第4号に掲げる業務及び同項第16号に掲げる業務のうち知事が別に定めるものを行う場合には、当該業務に必要な資金の一部を独立行政法人中小企業基盤整備機構に貸し付けることができる。

別表第1 (第2条関係)

番号	貸付対象事業		貸付けの相手方	貸付対象施設等
	事業の種類	事業の内容		
1	略	独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令(平成16年政令第182号。以下「政令」という。)第3条第1項第1号イに規定する事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令(平成16年経済産業省令第74号。以下「省令」という。)第26条第1項の基準に適合する事業であって、知事が別に定める基準に適合するもの	中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第14条第1項に規定する中小企業者及び組合等 _____であって、次に掲げるもののうち、知事が別に定める要件に該当するもの 1～3 略	略

略					略				
6	略	略	共同施設事業を行う次に掲げる者 1 略 2 <u>特定中小企業団体の組合員等である特定中小事業者、企業組合又は協業組合</u> 3 略	略	6	略	略	共同施設事業を行う次に掲げる者 1 略 2 略	略
略					略				
8	略	政令第3条第1項第2号イに規定する事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当し、 <u>組合員又は所属員（以下「組合員等」という。）</u> の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等を買取予約付きで賃貸するもの _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____	略	略	8	略	政令第3条第1項第2号イに規定する事業のうち、省令第28条第1項第1号ハの要件に該当し、 <u>組合員等</u> _____ _____ _____ _____の生産の効率化、経営の合理化その他の改善に必要とする設備を取得し、当該設備を組合員等を買取予約付きで賃貸するもの (<u>特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等</u> を買取予約付きで	略	

体の行う事業に限る。) 、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同法第51条第1項に規定する認定特定民間中心市街地経済活力向上事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、知事が別に定めるもの

16 略

17・18 略

18の2 別表第1の4の項、6の項、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、地域商店街活性化法第5条第3項に規定する認定商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、知事が別に定めるもの

19 略

体の行う事業に限る。) 、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、中心市街地の活性化に関する法律第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る同法第49条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画_____

_____に基づき実施する事業に係る貸付けであって、知事が別に定めるもの

16 略

16の2 別表第1の1の2の項に掲げる事業に係る貸付け

17・18 略

18の2 別表第1の4の項、6の項、10の項又は11の項に掲げる事業のうち、地域商店街活性化法第4条第1項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施する事業に係る貸付けであって、知事が別に定めるもの

19 略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の栃木県中小企業高度化等資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後の貸付けの決定に係る中小企業高度化等資金について適用し、同日前の貸付けの決定に係る中小企業高度化等資金については、なお従前の例による。

(経営支援課)